

## 保育所・児童入所施設的环境改善を求める意見書

平成21年12月、政府は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を受けて、地方分権改革推進計画を閣議決定した。その中で、児童福祉法第45条に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、条例に委任することとした。

条例制定に当たっては、配置する職員の員数に関する基準及び居室の面積に関する基準に係る規定は、国の基準に従うべきものとされている。

一方、平成21年に社会福祉法人全国社会福祉協議会が行った「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究」では、子供1人当たりの面積基準及び職員の配置基準は、諸外国に比較して低い基準となっていることから、時代の変化とともに随時、見直しを行う必要があるとしている。

ところで、保育所・児童入所施設の最低基準は、子供が健康で安心して生活や教育ができる最低限の環境を保障するものであり、保育の充実を図るため社会の変化に応じた最低基準を引き続き確保していく必要がある。

また、保育所・児童入所施設の運営費は、国及び所在する地方公共団体が支出していることから、最低基準の見直しに当たっては当該地方公共団体の財政事情等も十分に考慮されなければならないものである。

よって、政府におかれては、厳しい地方公共団体の財政状況にかんがみ、全国どこでも一律に保育所・児童入所施設の最低基準の環境を保障するため、下記の事項について最大限配慮されるよう強く要請する。

### 記

1 保育所・児童入所施設の設置及び運営に対し、必要な財源を確保すること。

2 保育所・児童入所施設の最低基準の改善に向け十分に配慮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 7 月 9 日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

あて

厚生労働大臣

沖縄及び北方対策担当大臣